

ご担当様

平素は建設安全行政にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今般、厚生労働省におきましては、平成 28 年 12 月 26 日付け基発 1226 第 1 号等によりお示しした「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」の運用上の留意事項を厚生労働省労働基準局安全課長名通達により都道府県労働局労働基準部長あて発出しましたので、貴団体にも送付致します。

貴団体におかれても、山岳トンネル工事の肌落ち災害防止対策にご協力をいただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

平成 29 年 9 月 26 日

厚生労働省労働基準局安全衛生部

安全課建設安全対策室

(担当)

中野 TEL : 03-3595-3234(直通)

e-mail : toyomu-nakano@mhlw.go.jp

※山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドラインについては以下のウェブサイトをご参照ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000149309.html>



事 務 連 絡

平成 29 年 9 月 26 日

一般社団法人日本トンネル専門工事業協会専務理事 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課
建設安全対策室長

山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係る
ガイドラインの運用上の留意事項について

山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン（平成28年12月26日付け基発1226第1号別添）においては切羽監視責任者を選任することとしていますが、その考え方について運用上の留意事項として別紙のとおり厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長より都道府県労働局労働基準部長あて通達しましたので、ご了知いただくとともに、同ガイドラインに基づく肌落ち災害防止対策が徹底されるよう、特段のご配慮をお願いいたします。

(別紙)

基安安発 0926 第 1 号
平成 29 年 9 月 26 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課長

山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係る
ガイドラインの運用上の留意事項について

山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン（平成 28 年 12 月 26 日付け基発 1226 第 1 号別添）においては切羽監視責任者を選任することとしているが、その考え方は以下のとおりであるので、運用に当たって留意願いたい。

記

- 1 切羽監視責任者は、ガイドライン第 5 の 4 の（2）のとおり切羽の状態を常時監視することとしており、原則として専任とすべきであること。
- 2 上記 1 に関わらず、概ね掘削標準断面積が 50m²未満のトンネルであって、切羽監視責任者の車両系建設機械との接触防止等の安全確保が困難な場合には、ずい道等掘削作業主任者等が切羽監視責任者を兼任することで差し支えないこと。